

阿賀野市条例第6号

阿賀野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年阿賀野市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第2条に次の1号を加える。

（7） 救急救命士特殊手当

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（救急救命士特殊手当）

第9条 救急救命士特殊手当は、消防職員のうち救急救命士法（平成3年法律第36号）に基づく免許を受けた者が、救急業務に従事した場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

（1） 救急救命士が救急業務のために出動し、救急業務に従事した場合 1回 150円

（2） 救急救命士が救急救命処置を行った場合 1回 400円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。